

真庭市立湯原小学校 いじめ防止基本方針			令和8年度
いじめに関する現状と課題			
・児童の訴えや保護者から連絡があったこと、不快な思いをした児童などの状況を把握・共有し、対応することを心がけてきた。本校の事案をみたとき、学年をまたいでいたり、思いの行き違いがあったりということもあった。全教職員が全児童を見守る体制を引き続き大切に関わっていく。また併せて、学校だけではなく地域や保護者の協力を得ながら指導をすすめていくことが求められる。 ・全体的に児童のコミュニケーション能力がまだまだ十分ではないため、それがもとで起こるトラブル、遊びが高じたもの、自分の思いが通らなくて間違った行動に現れたものなど、いじめの事案に進む可能性は常にあると考えられる。児童の発達を支え現状把握に努め、積極的認知を行い、よりよい関わりを学ぶことができるような集団づくりに学校全体で取り組んでいく必要がある。 ・生徒指導部を中心にいじめ問題への対応を行っているが、行事の後、学期末などに落ち着かず、その際いじめに発展するケースもあった。児童はSNS等も利用しており、今後書き込みなどによるトラブルも懸念される。平時のよりよい過ごし方を促しながら実態把握と未然防止の取組を継続し、すべての教職員と連携を深め学校全体で取り組んでいく必要がある。 ・アンケートや日々の観察によるいじめの早期発見やいじめにつながりそうなトラブルの発見、適切な対応のための教職員研修の充実も必要である。			
いじめ問題への対策の基本的な考え方			
・学校をあげて取組を推進するために、いじめ対策委員会を中心に、関係各機関とも連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応など、全職員がそれぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。 ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会や自己決定の場を設けることで、自尊感情や充実感を高められる学校づくりを進める。 ・いじめの早期発見のために、毎月「認め合う心のアンケート」を実施し、学級経営や教育相談に生かし、得られた情報を職員間で共有できるようにする。 ・普段からの対話を大切にし、アンケートをもとに教育相談を行い、児童と向き合って話をする時間をとることで、児童理解に努める。 ・人権参観日を設定し、保護者や地域と共にいじめを許さない姿勢や人との関わり方を考え、学ぶ時間を共有する。 ＜重点となる取組＞ ・特に児童が落ち着かなくなることの多い時期（行事後、学期末など）に、友だちの頑張りや良いところを伝えるメッセージカードを全校掲示板に掲示する。 ・「いじめについて考える週間」「人権週間」において、学校、児童会、学級での取組を工夫し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。 ・Q-Uを実施し、学級集団を分析し、全職員で児童の実態を共有することでその後の対応などを検討していく。			
保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携	
＜連携の内容＞ ・学校基本方針をPTA総会で保護者に説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会等を活用しいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。 ・学期1回の教育相談の日(希望懇談、すこやか懇談、SC来校日)を設け、保護者が教職員やSCに相談しやすい環境を作る。 ・学校運営協議会や民生委員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・学校便りやホームページに、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。 ・人権参観日に、公開授業や教育講演会等を実施し、人権について考える機会を設ける。	いじめ防止対策委員会 ＜対策委員会の役割＞ ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成，実行・検証・修正の中核，相談窓口，発生しいじめ事案への対応 ＜対策委員会の開催時期＞ ・学期1回。随時。 ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞ ・職員終礼等で全職員に伝達。緊急の場合は臨時会議の招集 ＜構成メンバー＞ ・校内 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭等 ・校外 SC、SSW、警察諸機関、学校運営協議会、PTA会長、専任相談員等、県生徒指導課、市教委 全 教 職 員	＜連携機関名＞ ・市教育委員会、保健師、青少年専任相談 ・発達発育支援センター ＜連携の内容＞ ・情報の共有、児童支援、保護者支援 ・SC、SSWの派遣 ＜学校側の窓口＞ ・教頭 ＜連携機関名＞ ・真庭警察署 ・禾津駐在所 ・湯原温泉駐在所 ＜連携の内容＞ ・情報交換、インターネットモラル教室・非行防止教室の実施等 ・必要に応じて連絡会議 ＜学校側の窓口＞ ・教頭	
学 校 が 実 施 す る 取 組			
① 発 達 支 持 的 生 徒 指 導	（職員研修） ・すべての児童を対象に、個性の発見とよさや可能性の伸長、社会的資質・能力の発揮を支えるための研修を行う。児童の様子や発達を見取る研修を行う。 （立ち位置と働きかけ） ・日々の挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話及び授業や行事を通した個と集団への働きかけを大切に行う。 ・特定の課題を意識することなく、全ての児童を全ての教職員が見守る体制を継続する。 ・日々の授業や行事等で誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 （学校外との連携） ・児童が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重されるというスタンスを重視し、SCや関係機関とつながり市民性教育をすすめる。 ・平常時から、SCやSSW、社会福祉士や民生委員、発達発育センターや保健師等の地域力を得ながら教育活動を通して、発達を支える。		
① 課 題 （ い じ め ） 未 然 の 防 止	（職員研修） ・教職員の理解を深める研修として、いじめや課題にかかわるものを夏季休業中などに実施する。特に児童のネット利用の状況と指導上の留意点について。 ・長期休業中に、Q-Uを活用した人間関係づくりや学級づくりについての研修を講師を招聘して行う。 （特別活動・居場所づくり） ・なかよし人権週間などを通して、児童が自ら考え行動できる機会を設定し、いじめ防止についての意識を高める取組をすすめる。 ・児童と向き合う時間を確保し、共に遊んだり対話をしたりしながら児童と職員の関係づくりをスムーズにする。 （情報モラル教育） ・ネット上でのいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を発達段階、実態に応じて行う。低学年では、特に素地となるコミュニケーション能力を高められるような学習を工夫する。		
② 課 題 早 期 発 見	（実態把握） ・児童の実態把握のためのアンケートを毎月1回実施し、それをもとに、児童との教育相談を行う。また、普段の生活から小さな変化を見ることができるよう児童と話をしたり観察したりして関係づくりに努める。いじめやいじめにつながる課題の早期発見を図る。 （相談体制の確立） ・担任、養護教諭だけでなく全ての教職員が児童からのサインを見逃すことなく、何気ない声かけを行ったり、児童のいじめや問題の訴えを聞いたりし、向き合う時間の確保に努める。 （情報共有） ・児童の気になる変化や行為があった場合、その日のうちにケース会議等をもち、教職員間で情報を共有し、対応する。保護者との話し合いも、積極的に働きかける。 （家庭への啓発） ・見逃さない意識で、積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子の見方や接し方について、通信・懇談・講演会や研修等を通じて啓発を行う。		
③ 困 難 課 題 （ い じ め ） へ の 対 処	（いじめの有無の確認） ・児童がいじめと感じているという情報があったり、いじめの可能性があると見られる時は、ただちに事実確認を行う。 （いじめへの組織的対応の検討） ・いじめ等への組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。その後全職員で情報共有する。 （いじめられた児童への支援） ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 （いじめた児童への指導） ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であるということや、相手の心身に及ぼす影響などに気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を続ける。 （いじめの終結・解決） ・いじめが解決したかどうかは、いじめられた当該児童とその保護者に確認し、保護者の了解を得て「終結・解決」とする。		

令和8年度 岡山県真庭市立湯原小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

内容	職員会議, 対策委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・基本方針、指導計画の確認 ○いじめ対策委員会	○一人ひとりを大切にした学級づくり	* 年間を通じて保護者との連携を図るため、随時懇談を設ける ○認め合う心アンケート ・必要に応じ、児童と教育相談(担任)	*発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解
5月			○希望保護者対象の懇談 (担任、養護教諭等) ○認め合う心アンケート ・必要に応じ、児童と教育相談(担任)	
6月	○学校評議員会 ・いじめ問題に関する意見交換 ○校内研修(児童理解 第1回) ○校内支援委員会(第1回)	○いじめについて考える週間の取り組み ○インターネットモラル教室 (真庭警察署生活安全課)	○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じ、児童と教育相談(担任) ○第1回QU ○認め合う心アンケート ・必要に応じ、児童と教育相談(担任)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じ対処
7月	○湯原中学校区生徒指導連絡協議会(第1回) ○校内支援委員会(第2回)		○保護者との個別懇談 ○認め合う心アンケート ・必要に応じ、児童と教育相談(担任)	
8月	○職員研修 ・いじめ対応・事例研究等(生徒指導担当)			
9月	○いじめ対策委員会 ○校内支援委員会(第3回)		○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じ、児童と教育相談(担任) ○認め合う心アンケート ・必要に応じ、児童と教育相談(担任)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じ対処
10月	○校内研修(児童理解 第2回)		○希望保護者対象「すこやか懇談」 (担任、養護教諭等) ○認め合う心アンケート ・必要に応じ、児童と教育相談(担任)	
11月		○なかよし人権集会 (児童会担当)	○認め合う心アンケート ・必要に応じ、児童と教育相談(担任) ○第2回QU	
12月	○OPTA研修部主催人権講演会 ○湯原中学校区生徒指導連絡協議会(第2回)	○人権週間の取り組み(人権教育担当) ○人権参観日(道徳・学活の授業公開)	○認め合う心アンケート ・必要に応じ、児童と教育相談(担任)	
1月	○校内研修(QU分析 児童理解 第3回)		○いじめの実態把握アンケート ・必要に応じ、児童と教育相談(担任) ○認め合う心アンケート ・必要に応じ、児童と教育相談(担任)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じ対処
2月	○学校評議員会 ・一年間の取り組みの反省		○希望保護者対象「すこやか懇談」 (担任、養護教諭等) ○認め合う心アンケート ・必要に応じ、児童と教育相談(担任)	
3月	○いじめ対策委員会 ・取り組みの検証、基本方針の修正	○非行防止教室 (真庭警察署生活安全課)	○認め合う心アンケート ・必要に応じ、児童と教育相談(担任)	